

事務事業チェックシート

事務事業No 259 事業名 訪問型介護予防事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	2	高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり

事業種別	継続	
事業期間	H19年度	～ H28年度
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	地域包括支援課	山本聖也 (435-1197)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	地域支援事業費		
	項	介護予防事業費		
	目	二次予防事業費		
	大事業	二次予防事業		
事項	訪問型介護予防事業			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	介護保険法による保険給付対象外の65歳以上で二次予防事業対象者の生活機能に関する問題点を総合的に把握し、必要な相談・指導を実施することにより、要支援・要介護状態に陥る事を予防する。	閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある二次予防事業対象者を対象に、保健師等が居宅訪問し、必要な相談・指導を実施する。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、閉じこもり、認知症、うつのおそれがある二次予防事業対象者に対して、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題点を把握・評価し、必要な相談・指導を行う。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、閉じこもり、認知症、うつのおそれがある二次予防事業対象者に対して、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題点を把握・評価し、必要な相談・指導を行う。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、閉じこもり、認知症、うつのおそれがある二次予防事業対象者に対して、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題点を把握・評価し、必要な相談・指導を行う。	平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、当該事業は終了した。	平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、当該事業は終了した。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	996	0	996	155	750	102	0		0	
伸び率 (%)	-	-	0.0%	-	▲24.7%	▲34.2%	▲100.0%	▲100.0%	-	-
人件費										
正規職員	250	278	278	355	423	438	0		0	
正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0		0	
小計	250	278	278	355	423	438	0		0	
国庫支出金	249	0	249	39	187	25	0		0	
県支出金	125	0	125	19	93	12	0		0	
市債	0	0	0	0	0	0	0		0	
その他	498	0	497	78	375	51	0		0	
一般財源 (税等)	125	0	125	19	95	14	0		0	
所要人数 (人)										
正規職員	0.14	0.04	0.04	0.05	0.06	0.06	0		0	
正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0		0	
主な予算内訳										

3 目標及び実績

指標	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
活動指標			目標値				
			実績値				
			達成度 (%)				
成果指標	実利用者数	人	目標値	4	4	4	-
			実績値	0	2	1	-
			達成度 (%)	0.0%	50.0%	25.0%	-
	延利用回数	回	目標値	192	192	192	-
			実績値	0	32	21	-
			達成度 (%)	0.0%	16.7%	10.9%	-

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	/			/
	縮小	/		/	/
	廃止	○	/	/	/
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、事業を終了した。
見直し・改善内容	